

別記 登録基準の評価項目

項目	基準	登録基準		説明	適用	
		意欲と能力のある林業経営者	育成経営体		素材生産	造林保育
(1) 生産量の増加又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合（注1）以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合（注1）以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性が一定の水準（注2）以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。</p>	基準を満たしていること	同左	<p>注1 「一定の割合」</p> <p>5年間で1割又は3年間で5%とする。</p> <p>注2 「一定の水準」</p> <p>生産量に関し 3,000m<sup>3</sup>/年、生産性に関し 4m<sup>3</sup>/人日とする。</p>	○	
(2) 生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること。</p> <p>ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</p> <p>イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統等の取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える家づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等</p>	<p>基準に取り組んでいること</p> <p>（今後1年以内に基準に取り組むこと）</p>	<p>取り組む意向を表明していること</p>		○	

<p>(3) 造林・保育の省力化・低コスト化</p>	<p>伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。</p>	<p>基準に取り組んでいること (今後1年以内に基準に取り組むこと)</p>	<p>取り組む意向を表明していること</p>		<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(4) 主伐後の再造林の確保</p>	<p>以下の両方に該当すること。        ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制(注1)を有すること。        イ 主伐後に適切な更新(注2)を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。</p>	<p>基準に取り組んでいること (今後1年以内に基準に取り組むこと)</p>	<p>取り組む意向を表明していること</p>	<p>注1 「一体的に実施する体制」        主伐と再造林の両方を実施できる体制があること。なお、連携協定等により、他の事業者と一体的に実施できる体制が確保されることが確認できることを含む(実行体制の確認のため、連携協定書等の写しの提出)。        注2 「適切な更新」        市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産能力が高く、傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林については植栽により再造林を行う必要がある。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

<p>(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保</p>	<p>素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。(注)</p>	<p>基準を満たしていること (今後1年以内に基準を満たすこと)</p>	<p>「事業実績」又は「現場従事実績等」が1年以上であること</p>	<p>注 「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」連続している必要はない(過去10年程度を想定)。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範等を有すること。</p>	<p>策定等を行っていること (今後1年以内に策定等すること)</p>	<p>同左</p>	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて守るべき行動規範が各林業経営者や地域の実情に合わせて作成されていること。 林業経営者が専門家の指導を受けつつ個別に策定する場合のほか、所属する業界団体等が策定する場合や行政が定めるガイドラインの遵守を約束する場合を含む。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	① 各都道府県基本計画に定められた措置 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づき定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組（注）を行っていること。	基準に取り組んでいること （今後1年以内に基準に取り組むこと）	取組む意向を表明していること	注 現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善等	○	○
	② 安全衛生教育や労災等への加入 以下の全てを満たしていること。 ア 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っていること。（注） イ 労働者災害補償保険に加入していること（一人親方等の特別加入を含む）。 ウ 以下に定める届出を行っていること（届出の義務がない場合を除く）。 ・ 健康保険法第48条の規定による届出 ・ 厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・ 雇用保険法第7条の規定による届出	基準を満たしていること （今後1年以内に基準に取り組むこと）	取組む意向を表明していること	リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策等  注 事業主自身を含み、必要な安全衛生教育を修了していること又はこれらと同等の技能を有していると認められることをもって基準を満たしているものとする。		

<p>(8) コンプライアンスの確保</p>	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 業務に関連して法令に違反し、代表役員等（注1）や一般役員等（注2）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</p> <p>イ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</p> <p>ウ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者</p> <p>エ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者</p> <p>オ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者（注3）</p>	<p>基準を満たしていること</p>	<p>同左</p>	<p>注1 「代表役員等」 法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>注2 「一般役員等」 法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>注3 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等を指す。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
------------------------	---	--------------------	-----------	--	----------	----------

<p>(9) 常勤役員の設置 (※法人のみ)</p>	<p>法人においては常勤の役員(注)を設置していること。 ただし、常勤の役員を設置していない法人であって、森林経営管理法の施行日(平成31年4月1日)から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして取り扱う。</p>	<p>設置していること</p>	<p>設置する意向を表明していること</p>	<p>注「常勤の役員」 出勤日数や業務範囲が明確であり、かつ法人の業務が行われている日の過半に出勤する義務を負っている者とする。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(10) 民有林整備(注)の取組</p>	<p>当年度又は前年度に民有林における民有林整備作業に取り組んでいること。</p>	<p>基準を満たしていること</p>	<p>同左</p>	<p>注「民有林整備」 民有林整備作業を請け負った実績が確認できること(契約書、注文書等の書類の提出)。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

<p>経理的な基礎 (経営管理を確 実に行うに足り る経理的な基礎 を有すると認め られること) (※「意欲と能 力のある林業経 営者」登録申請 者のみ)</p>	<p>経理状況が良好であること (注)。 ① 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又 はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好 であること。</p>	<p>基準を満たし ていること</p>	<p>—</p>	<p>「経理状況が良好であること」とは以下 のとおりとする。 ・法人の場合 直近の事業年度において債務超過(自己 資本比率が0%未満)でないこと及び直近 の3事業年度において経常利益金額等(損 益計算書上の経常利益の金額に当該損益 計算書上の減価償却費の額を加えて得た 額)が1回以上プラスになっていること。 ・個人の場合 直近の年の資産状況において資産が負 債を上回っていること及び直近3年間に おいて所得税の納税実績が1回以上ある こと。 ・条件を満たしていない場合、 中小企業診断士又は公認会計士の経営 診断書を申請書に添付する等今後5年以 内に健全な経営の軌道に乗ることが証明 できること。</p>	○	○
	<p>② 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に 関する経理を他と分離できること (注)。</p>	<p>基準を満たし ていること</p>	<p>—</p>	<p>注 ・日常の経理が適切に行われていること。 ・経理の分離が確実にされること。</p>		